

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| 1 弊社では紙でも出力し保存していますが、PDFの契約書は印刷できますか。また、契約有効であることが分かる形で印刷されますか。                                   | 印刷は可能ですが、電子署名・タイムスタンプは印刷されませんので、契約有効であることがわかる形で印刷はできません。  |
| 2 承認後に間違いが見つかった場合には変更は可能ですか。  | 変更覚書の締結等を再度クラウドサイン上で締結する必要があります。  |
| 3 前払金申請がある場合、申請書等は従来通り紙で提出ですか。  | 前払金請求書の提出方法については変更はありません。(前払金保証の保証証書については、令和5年11月1日以降入札公告及び指名通知する案件から電子保証に対応いたします。)   |
| 4 すべての契約が電子契約に対応していますか。   | 契約期間が10年を超えるもの、書面によるべきものと法令等で定めのあるものを除き、すべての契約を対象としています。電子契約の希望は事業者様の任意です。  |
| 5 電子契約利用申出書は、入札ごとに提出が必要ですか。   | 入札時に毎回提出をお願いいたします。  |
| 6 原本はPDFとの説明がありましたが、原本はクラウド上のデータではないのですか。   | メールに添付されたPDF、およびクラウド上に保存されたデータをPDFに出力したものが原本になります。またクラウド上に保存されるためにはクラウドサインの利用が必要となりますのでご注意ください。クラウドサイン フリープランのご登録 >> <a href="https://www.cloudsign.jp/signup/">https://www.cloudsign.jp/signup/</a>                                  |
| 7 社内承認の場合、承認権限者が複数いる場合はどうすればよいですか。  | 複数の方のメールアドレスと役職・氏名等を利用申出書に記載してください。   |
| 8 締結後の契約書は、クラウド上で保管されますか。もしくは、PDFデータで各自で保存するのでしょうか。クラウドでの保管の場合は、パスワードなど付与されますか。                   | クラウドサインをご利用いただいた場合、クラウド上に保存されます。クラウドサインをご利用いただかない場合、メールに添付されたPDFデータを保存ください。クラウドサイン上に保存されたものはメールアドレスとパスワードを使ってログインすることで閲覧可能となります。クラウドサイン フリープランのご登録 >> <a href="https://www.cloudsign.jp/signup/">https://www.cloudsign.jp/signup/</a> |
| 9 締結前に提出すべき保証書に関してですが、前払金保証書も含まれますか。  | 前払金保証の保証証書は契約締結前の提出は必要ありません。前払金請求時に提出してください。  |
| 10 建設コンサルタント業務ですが、入札書提出時に申込書を提出しなかった場合、落札後に電子契約を選択することはできないのでしょうか？                                | 可能です。契約担当課にご相談ください。   |
| 11 契約保証を金融機関に依頼する際、従来は保証内容がわかる書類として、「署名前の契約書」を金融機関に提出して保証依頼をしていたが、電子契約の場合、「署名前の契約書」に相当する書類はありますか？ | クラウドサインで処理する前に、契約担当課から落札者へ契約書案を送付しますのでこちらをご利用ください。魚津市HPに建設工事における電子契約フローを掲載しておりますの参照ください。(https://www.city.uozu.toyama.jp/attach/EDIT/065/065770.pdf)  |
| 12 契約締結者のメールアドレスについて、関係部署の担当者共有のメールアドレスを利用することは可能ですか？   | 可能です。   |
| 13 市が所属する組合の契約締結でも、今後は電子契約に移行されますか？   | 今回の導入については、魚津市が締結する契約を対象にしていますので、関係団体の契約について移行するものではありません。  |